①都道府県	②市町村名	就学援助制度問い合わせ先（広報用）					7．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護児童生徒）																		
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	（１）平成３０年７月時点の貴市区町村の実施状況について（各あてはまるもの１つに〇）																		（２）（１）の補足 （小学校、中学校で内容が異なる場合は分けて記載）
							＜小学校＞①　実施・検討状況について				＜小学校＞② ①でアと回答…入学前支給を導入した時期 ①でイと回答…導入開始を検討（予定）している時期					＜中学校＞③　実施・検討状況について				＜中学校＞④ ③でアと回答…入学前支給を導入した時期 ③でイと回答…導入開始を検討（予定）している時期					
							ア．入学前支給を行っている。	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている。	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない。	エ．その他（内容を７．（２）に記入してください。）	ア．平成２８年度（平成２９年度新入学分）以前	イ．平成２９年度（平成３０年度新入学分）	ウ．平成３０年度（平成３１年度新入学分）	エ．平成３１年度（平成３２年度新入学分）以降	オ．未定	ア．入学前支給を行っている。	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている。	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない。	エ．その他（内容を７．（２）に記入してください。）	ア．平成２８年度（平成２９年度新入学分）以前	イ．平成２９年度（平成３０年度新入学分）	ウ．平成３０年度（平成３１年度新入学分）	エ．平成３１年度（平成３２年度新入学分）以降	オ．未定	
41	41	41	41	36	30	1	8	21	10	2	0	7	14	3	5	17	13	10	1	0	16	9	2	3	3
沖縄県	那覇市	那覇市教育委員会　学校教育部学務課	098-917-3505	naha_e_g_gaku001@city.naha.lg.jp	http://www.city.naha.okinawa.jp/kakuka/kyouikugakumu/syuugaku/shugaku24.html					〇						〇					〇				・小学校入学準備金は、就学援助とは別制度のため新たに申請が必要。 ・中学校入学準備金は、当年度3月に就学援助準要保護認定の小学校6年生に援助金の一部支給。
沖縄県	宜野湾市	指導部　学務課	098-892-8283	hasegawa1264@city.ginowan.okinawa.jp	http://www.city.ginowan.okinawa.jp/life/school/03/syugaku.html			〇						〇			〇					〇			
沖縄県	石垣市	石垣市教育委員会　学務課	0980-83-0355	kyo-gakumu@city.ishigaki.lg.jp	http://www.ishigaki.ed.jp/gakumuka/			〇							〇	〇					〇				
沖縄県	浦添市	指導部学校教育課	098-876-1234	gakumu@city.urasoe.lg.jp	http://www.city.urasoe.lg.jp/			〇					〇				〇					〇			
沖縄県	名護市	学校教育課　学務係	0980-53-1212 （内線381）		http://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/2018071300422/			〇					〇				〇					〇			
沖縄県	糸満市	糸満市教育委員会　指導部　学校教育課	098-840-8165	seita.u@city.itoman.lg.jp	http://www.city.itoman.lg.jp/docs/2016052300010/		〇					〇				〇					〇				
沖縄県	沖縄市	沖縄市教育委員会　指導部　学務課　助成係	098-937-6602	b02gakum@city.okinawa.okinawa.jp	http://www.city.okinawa.okianwa.jp/			〇					〇			〇					〇				
沖縄県	豊見城市	教育委員会　教育部　学校教育課	098-850-0961	gakkyo@city.tomigusuku.lg.jp	http://www.city.tomigusuku.okinawa.jp/			〇					〇			〇					〇				
沖縄県	うるま市	うるま市教育委員会　指導部　学務課	098-923-2159	kyo-gakubuka@city.uruma.lg.jp	http://www.city.uruma.lg.jp			〇					〇			〇					〇				
沖縄県	宮古島市	教育部　学校教育課	0980-77-4944	be.gakumu@city.miyakojima.lg.jp	https://www.city.miyakojima.lg.jp/soshiki/kyouiku/kyouikubu/gakkokyouiku/			〇							〇	〇					〇				
沖縄県	南城市	南城市教育委員会　教育指導課	098-917-5364	kyoushidou@city.nanjo.okinawa.jp	http://www.city.nanjo.okinawa.jp/		〇						〇			〇						〇			
沖縄県	国頭村	国頭村教育委員会	0980-41-2255	mitsuyu@vill.kunigami.lg.jp	http://www.vill.kunigami.okinawa.jp/category/i_kyouiku/			〇					〇				〇					〇			
沖縄県	大宜味村	大宜味村教育委員会	0980-44-3006	kazuki@vill.ogimi.lg.jp				〇						〇			〇						〇		
沖縄県	東村	教育委員会	0980-43-2130	kyoiku@vill.okinawa-higashi.lg.jp	ttps://www.vill.higashi.okinawa.jp/			〇							〇		〇							〇	
沖縄県	今帰仁村	学校教育課　学校教育係	098-056-2645	gakko1@vill.nakijin.lg.jp					〇									〇							
沖縄県	本部町	本部町教育委員会　学校教育班	0980-47-2206	kyouiku@town.motobu.okinawa.jp	http://www.town.motobu.okinawa.jp/		〇					〇				〇					〇				
沖縄県	恩納村	恩納村教育委員会　学校教育課	098-966-1209	gakkou@vill.onna.lg.jp	http://www.vill.onna.okinawa.jp/living/education/1497599570/1491461308/		〇					〇				〇					〇				
沖縄県	宜野座村	宜野座村教育委員会　教育課	098-968-8522	gkyoiku@vill.ginoza.okinawa.jp					〇									〇							
沖縄県	金武町	金武町教育委員会　学校教育課	098-968-2991		http://www.town.kin.okinawa.jp/			〇					〇				〇					〇			
沖縄県	伊江村	教育行政課	0980-49-2334	iekyoui@vill.ie.lg.jp	http://www.iejima.org/		〇					〇				〇					〇				
沖縄県	読谷村	教育総務課	098-982-9228	info-kyouiku@vill.yomitan.lg.jp	http://www.vill.yomitan.okinawa.jp/			〇					〇			〇					〇				
沖縄県	嘉手納町	教育総務課	098-956-1111 （内254）	kyoikusomu@town.kadena.okinawa.jp	http://www.educ.kadena.okinawa.jp/		〇					〇				〇					〇				
沖縄県	北谷町	北谷町教育委員会　学校教育課	098-982-7705	gakkou-kyoiku@chatan.jp	http://www.chatan.jp/kosodate/kyouiku/kyoiku/josei_hojokin/shugakuenjoseido.html		〇					〇				〇					〇				
沖縄県	北中城村	北中城村教育委員会教育総務課	098-935-3773		http://www.vill.kitanakagusuku.lg.jp/kakuka/iinkai/kyouiku/soumu/teate/274.html			〇					〇				〇					〇			
沖縄県	中城村	中城村教育委員会　教育総務課	098-895-3276	kyoiku@vill.nakagusuku.lg.jp	https://www.vill.nakagusuku.okinawa.jp/index.jsp	https://www.sukusuku-nakagusuku.jp/		〇					〇				〇					〇			
沖縄県	西原町	西原町教育委員会教育総務課学務係	098-945-5039	kyouiku_soumu@town.nishihara.okinawa.jp	http://yuiwarabinet/school-and-education/				〇									〇							小中ともに平成31年度から認定基準を変更するため、変更後に検討する予定である。
沖縄県	与那原町	学校教育課	098-945-2361	kyouiku@town.yonabaru.lg.jp	http://www.town.yonabaru.okinawa.jp/kosodate/gakkou/pdf/H30_SyugakuEnzyo.pdf			〇					〇			〇					〇				
沖縄県	南風原町	南風原町教育委員会教育総務課	098-889-2620	H8892620@town.haebaru.lg.jp	http://www.town.haebaru.lg.jp/		〇					〇				〇					〇				
沖縄県	渡嘉敷村	渡嘉敷村教育委員会	098-987-2120	g-kyouiku@vill.tokashiki.lg.jp	http://www.vill.tokashiki.okinawa.jp/				〇									〇							
沖縄県	座間味村	座間味村教育委員会	098-987-2153	gakkou@vill.zamami.lg.jp	http://www.vill.zamami.okinawa.jp/life.html				〇									〇							
沖縄県	粟国村	教育総務課	098-988-2449					〇							〇		〇							〇	
沖縄県	渡名喜村	渡名喜村教育委員会　教育行政課	098-989-2015							〇									〇						村独自の取組で全児童生徒に対し学校徴収金の無償化、入学祝金の支給、給食費無償化を行なっているため、就学援助を実施していない。
沖縄県	南大東村	南大東村教育委員会	09802-2-2531	a-terukina@vill.minamidaito.lg.jp					〇									〇							
沖縄県	北大東村	北大東村教育委員会	09802-3-4138	misao.c@vill.kitadaito.lg.jp					〇									〇							
沖縄県	伊平屋村	伊平屋村教育委員会	0980-46-2003	kyouiku@vill.iheya.lg.jp	http://www.terusino.ryukyu			〇						〇			〇						〇		
沖縄県	伊是名村	教育振興課	0980-45-2318	m-agarie@vill.izena.okinawa.jp					〇									〇							

①都道府県	②市町村名	（３）①でアを選択した場合 小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）						（４）カの内容	（５）（１）①③でアを選択した場合 支給した（する）時期（複数該当する場合は最も早い時期に○）									（６）（１）①③でウを選択した場合 入学前支給実施に向けての課題（複数可）					（７）（６）オの内容	（８）（１）①③でアを選択した場合，入学前支給後の転居等，入学時に支給対象外となった際の対応（１つ選択）			（９）（８）ウの内容	（１０）（１）①③でアを選択した場合，二重支給や支給漏れ防止のための望ましい対応
		ア．自治体の広報誌やＨＰに掲載	イ．就学時健康診断の際に案内を配布	ウ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	エ．域内の小中学校で案内を配布（兄弟姉妹がいる可能性があるため）	オ．民生委員やスクールソーシャルワーカーからの案内の配布	カ．その他		ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前） ※追加	ア．予算確保が困難	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかる。	ウ．認定回数が増えるなどの事務業務量が増加する。	エ．支給後の転居などにより，二重支給や支給漏れが発生する恐れがある。	オ．その他		ア．受給者に対し，支給額の返還を求める。	イ．返還は求めず，転居先の市町村に対して，支給済みである旨を連絡する。	ウ．その他（内容を７．（９）に記入してください。）		
41	41	7	3	7	2	0	2	2	0	0	0	0	1	2	5	9	0	1	4	3	6	3	3	1	14	2	2	17
沖縄県	那覇市												○												○			・転入前の市町村へ支給有無（支給額等）の確認 ・事業実施を広く周知する
沖縄県	宜野湾市																											
沖縄県	石垣市														○										○			転出者に関する自治体間の情報共有
沖縄県	浦添市																											
沖縄県	名護市																											
沖縄県	糸満市	○	○												○										○			特になし
沖縄県	沖縄市															○									○			特になし
沖縄県	豊見城市															○									○			国や県で統一的な方法とすることが望ましい。
沖縄県	うるま市															○										○	返還は求めない。転居先の市町村より照会がある時に回答を行う。	転入してきた場合は,前住所地へ支給の有無について照会依頼をかける。
沖縄県	宮古島市															○									○			特になし
沖縄県	南城市	○	○	○										○											○			転入前の市町村に対し、支給の有無について照会（確認）を行う。
沖縄県	国頭村																											
沖縄県	大宜味村																											
沖縄県	東村																											
沖縄県	今帰仁村																				○							
沖縄県	本部町	○		○												○									○			・経済的な面で援助が必要と認定された世帯の保護者に対して、支給後に返還を求めることは困難と思われるため、本町では3月1日に住所があることを基準として入学前支給を実施し、その後、町外に転出しても返還を求めないとしている。 ・また、二重支給を防ぐため、支給後に町外へ転出した児童生徒の保護者には支給証明書を発行し、新住所地の教育委員会へ提出するよう説明している。 ・転入してきた小1中1の場合は、支給証明書等がない場合は前住所地教育委員会へ問い合わせることを検討している。 ・全市町村で統一した対応方法があれば連携が図りやすい。
沖縄県	恩納村	○		○												○									○			・支給時期に対象であるかどうかで判断するとしたため、返還は求めない（申請時に転居予定がある方は除く。）。 ・支給後に関しては、保護者への認定通知にも記載するなど、転居があった場合は、市町村と連携をとり注意する必要がある。
沖縄県	宜野座村																	○	○	○	○							
沖縄県	金武町																											
沖縄県	伊江村			○											○										○			支給を受けて転出した場合は転出先の市町村担当部局へ通知する。
沖縄県	読谷村														○										○			転出があった児童生徒の転出元と先の自治体による情報連携
沖縄県	嘉手納町	○		○			○	・学籍担当より通学している幼稚園等が不明な方には、家庭へ案内を郵送で配布。 ・入学説明会時に案内を配布。								○								○				・入学前支給を行った後、入学前に転出した場合は返還することとしているが、実際に該当する事案はまだない。 ・実際に発生した場合は、転入先の市町村と連絡を取り合い、二重支給や支給漏れ防止に取り組む。
沖縄県	北谷町	○	○	○	○		○	対象世帯（新小中学生１年生のお子さんがいる世帯）全世帯へ案内を郵送								○										○	入学前の３月末日以前に他市町村へ転出した場合は、入学前支給の就学援助費の返還を求め、入学後の４月初日以降に他市町村へ転出した場合は、就学援助費の返還は求めず、転出先の市町村へ連絡する。	各市町村間の連携が重要と考える。
沖縄県	北中城村																											
沖縄県	中城村																											
沖縄県	西原町																					○	小中ともに平成31年度から認定基準を変更するため、変更後に検討する予定である。					
沖縄県	与那原町														○										○			特になし
沖縄県	南風原町	○		○	○									○											○			全市町村で対応を共通・統一化を図る。
沖縄県	渡嘉敷村																				○							
沖縄県	座間味村																		○	○	○							
沖縄県	粟国村																											
沖縄県	渡名喜村																											
沖縄県	南大東村																		○									
沖縄県	北大東村																					○	年度当初に保護者の支払請求があれば応じるが、現時点において請求がないため。					
沖縄県	伊平屋村																											
沖縄県	伊是名村																					○	現段階ではどのような問題が生じるのか全くわからない状況であるので、まずは実施市町村の支給内容等を把握していきたいと考えている。					

①都道府県	②市町村名	就学援助制度問い合わせ先（広報用）					7．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護児童生徒）																			
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	（１）平成３０年７月時点の貴市区町村の実施状況について（各あてはまるもの１つに○）																			（２）（１）の補足 （小学校，中学校で内容が異なる場合は分けて記載）
							＜小学校＞①　実施・検討状況について				＜小学校＞② ①でアと回答…入学前支給を導入した時期 ①でイと回答…導入開始を検討（予定）している時期					＜中学校＞③　実施・検討状況について				＜中学校＞④ ③でアと回答…入学前支給を導入した時期 ③でイと回答…導入開始を検討（予定）している時期					
							ア．入学前支給を行っている。	イ．入学前支給を行っていないが，現在検討はしている。	ウ．入学前支給を行っておらず，現在検討もしていない。	エ．その他（内容を７．（２）に記入してください。）	ア．平成２８年度（平成２９年度新入学分）以前	イ．平成２９年度（平成３０年度新入学分）	ウ．平成３０年度（平成３１年度新入学分）	エ．平成３１年度（平成３２年度新入学分）以降	オ．未定	ア．入学前支給を行っている。	イ．入学前支給を行っていないが，現在検討はしている。	ウ．入学前支給を行っておらず，現在検討もしていない。	エ．その他（内容を７．（２）に記入してください。）	ア．平成２８年度（平成２９年度新入学分）以前	イ．平成２９年度（平成３０年度新入学分）	ウ．平成３０年度（平成３１年度新入学分）	エ．平成３１年度（平成３２年度新入学分）以降	オ．未定	
沖縄県	久米島町	教育課	098-985-2287	j-asato@town.kumejima.lg.jp	http://www.town.kumejima.okinawa.jp				○									○							
沖縄県	八重瀬町	学校教育課	098-998-7571	gakkou-k@town.yaese.lg.jp	http://www.town.yaese.lg.jp			○					○			○					○				
沖縄県	多良間村	教育課	0980-79-2674	h-chinen@vill.tarama.lg.jp				○							○		○							○	
沖縄県	竹富町	竹富町教育委員会　教育課	0980-87-6256	takekyouiku@town.taketomi.okinawa.jp				○					○				○					○			
沖縄県	与那国町	教育委員会総務課	0980-87-2002	hideto-n@town.yonaguni.okinawa.jp					○									○							

①都道府県	②市町村名	（３）①でアを選択した場合 小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに〇）						（４）カの内容	（５）（１）①③でアを選択した場合 支給した（する）時期（複数該当する場合は最も早い時期に〇）									（６）（１）①③でウを選択した場合 入学前支給実施に向けての課題（複数可）					（７）（６）オの内容	（８）（１）①③でアを選択した場合，入学前支給後の転居等，入学時に支給対象外となった際の対応（１つ選択）			（９）（８）ウの内容	（１０）（１）①③でアを選択した場合，二重支給や支給漏れ防止のための望ましい対応
		ア．自治体の広報誌やＨＰに掲載	イ．就学時健康診断の際に案内を配布	ウ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	エ．域内の小中学校で案内を配布（兄弟姉妹がいる可能性があるため）	オ．民生委員やスクールソーシャルワーカーの案内の配布	カ．その他		ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前） ※追加	ア．予算確保が困難	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかる。	ウ．認定回数が増えるなどの事務業務量が増加する。	エ．支給後の転居などにより，二重支給や支給漏れが発生する恐れがある。	オ．その他		ア．受給者に対し，支給額の返還を求める。	イ．返還は求めず，転居先の市町村に対して，支給済みである旨を連絡する。	ウ．その他（内容を７．（９）に記入してください。）		
沖縄県	久米島町																				○							
沖縄県	八重瀬町															○									○			転出後の市町村へ情報提供し、連携する。
沖縄県	多良間村																											
沖縄県	竹富町																											
沖縄県	与那国町																		○	○	○							